

令和5年度豊島区ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)

豊島区では、コロナ禍において一時的に保育を必要とする家庭の保育の受け皿の確保及びその経済的負担の軽減を図るため、日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターを利用した保護者に対し、その利用料の一部を助成する事業を実施してきました。

令和5年度においても、東京都の補助金を活用して令和6年3月31日まで本事業を実施します。

1 制度概要

対象となる方	<p>豊島区に住所を有する、以下のいずれかの保護者の方(保育認定は問いません)</p> <p>日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方</p> <p>(保護者の残業、病気、自己実現、学校行事など、一時的に保育が必要となる場面で利用が可能です。)</p> <p>ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方</p> <p>(ベビーシッターに家庭内での共同保育を依頼することにより、子育てに不安を抱える保護者が悩みなどを相談する場合を想定しています。)</p>
対象児童	未就学児(0歳から満6歳に達する年度の末日まで)
対象期間 利用時間	<p>令和5年4月1日～令和6年3月31日まで</p> <p>24時間365日 ※土、日、祝、年末年始も対象です。</p>
助成の内容	<p>上限時間 児童ひとりにつき年度あたり144時間</p> <p>多胎児の場合は児童ひとりにつき年度あたり288時間</p> <p>助成上限額 7時～22時 1時間あたり2500円上限</p> <p>22時～翌7時 1時間あたり3500円上限</p>
助成対象	<p>保護者が事業者を支払った保育サービス利用料のうち、保育に要した費用が対象です。</p> <p>入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費等、その他これらに準ずる費用は対象外です。ただし、月会費等に保育利用料が含まれる場合は助成対象となります。</p> <p>保育所等とのお子様の送迎につきましては、本事業の助成の対象外となります。</p> <p>事業者との契約において、クーポンや福利厚生割引券等を利用いただいても問題ありませんが、割引かれた料金は補助の対象外です。</p>
対象事業者	<p>東京都が定める認定事業者(東京都のホームページに掲載されている事業者)</p> <p>利用するベビーシッター事業者が要件を満たしているかについては、必ず事前に東京都のホームページ(豊島区ホームページからもリンクできます。)をご確認下さい。</p> <p>事業者と契約の際、「東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」旨を必ず事業者に伝えて下さい。</p>
保育基準	<p>児童一人に対し、ベビーシッター1人の配置により提供されるものであること</p> <p>助成対象児童とそのきょうだいを保護者とベビーシッターが共同で保育を行う場合で保護者が契約において同意している場合はベビーシッターが1人であっても助成の対象となります。</p>

2 利用の流れ

①【事前登録】

助成金の申請の前に、指定のメールフォームから豊島区へ利用料助成の事前登録を行ってください。
登録の申請を受け付けた後、内容を確認し、豊島区より「登録番号」とともに登録完了をお知らせします。

※すでに利用登録を行っている場合は登録の必要はありません。

※利用登録がお済みでない場合、利用料助成ができません。

※登録番号は申請書兼口座振替依頼書申請で必要となります。

[<メールフォームはこちら>](#)



②【対象事業者と契約】

東京都のベビーシッター利用料助成事業認定事業者から利用したい事業者を選び直接契約を行います。

契約の際、「東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」旨を必ず伝えてください。助成の対象事業者以外でのご利用は助成対象外となります。

③【書類の受領】

事業者から「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助事業ベビーシッター要件証明書」(発行日が利用日当日もしくはそれ以前であることをご確認ください)の交付を受けてください。

証明書は従事したベビーシッターが本事業の助成要件を満たしているかを確認するためのものです。

サービスを利用し、料金を支払ったら、事業者から「利用した児童名・利用日・利用時間・利用料の内訳・担当したベビーシッターの名前が分かるもの」と、「領収書」の交付を受けてください。

3 助成金申請の流れ

サービスの利用後、下記の書類をそろえて区に申請してください。

【提出書類】 きょうだいの場合も児童ごとに作成してください。

(1)申請書兼口座振替依頼書

(2)利用料が示された領収書

(3)「利用した児童名・利用日・利用時間・利用料の内訳・担当したベビーシッターの名前が分かるもの」(利用明細書等、利用した事業者によって異なります)

(4)従事したベビーシッターの要件証明書

(利用日によって従事したベビーシッターが異なる場合はそれぞれ受領して下さい。)

【提出方法】

提出書類を下記受付締切日までに子育て支援課に提出してください。審査後、助成金額の決定通知を送付し、指定された口座に振り込みます。(振込時期の目安:申請に必要な書類がすべて揃った申請書を受け付けた日の末日から1か月半~2か月以内)

4 申請スケジュール

利用月	申請書類提出期限	
令和5年4月~6月	令和5年7月31日 消印有効	※領収書等の事業者が発行する書類の提出が間に合わない場合など、全ての書類が揃わない場合も、 必ず提出期限までに「申請書兼口座振替依頼書」と、その時点で提出可能な書類(利用時間、利用額などがわかるもの)を提出してください。 提出期限までに提出があった申請書については一定期間まで不足書類の追加提出を受け付けます。 提出期限までに申請書のご提出がない場合は、予算執行の関係上、申請を受け付けられません。
令和5年7月~9月	令和5年10月31日 消印有効	
令和5年10月~12月	令和6年1月31日 消印有効	
令和6年1月~3月	令和6年4月15日 消印有効	

【提出及びお問い合わせ先】



〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所4階10番窓口

子育て支援課 庶務・事業グループ(ベビーシッター利用支援事業担当)

電話:03-4566-2478